

昭和二十八年通商産業省令第四十三号

武器等製造法施行規則

武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）に基き、および同法を実施するため、武器等製造法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 武器（第三条―第十六条）
- 第三章 猟銃等（第十七条―第二十一条）
- 第四章 雑則（第二十二条―第三十八条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（武器等の種類）

第二条 武器の種類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる銃砲

イ 次に掲げる銃

- (1) けん銃（機関けん銃を含む。以下同じ。）
- (2) 小銃
- (3) 機関銃（口径が二〇ミリメートル未満のものを用い、機関けん銃を除く。以下同じ。）

ロ 次に掲げる砲

- (1) 小口径砲（口径が二〇ミリメートル以上四〇ミリメートル以下の銃砲をいう。以下同じ。）
- (2) 中口径砲（口径が四〇ミリメートルを超え、九〇ミリメートル未満の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）
- (3) 大口径砲（口径が九〇ミリメートル以上の銃砲をいい、迫撃砲を除く。以下同じ。）
- (4) 迫撃砲

二 次に掲げる銃砲弾

イ 銃弾

ロ 次に掲げる砲弾

- (1) 第一種砲弾（小口径砲用の砲弾であつて、弾丸と薬きょうとが自動的な方法によつて結合されるものをいう。以下同じ。）

- (2) 第二種砲弾（圧搾の方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）
- (3) 第三種砲弾（溶融して注入する方法によつて弾体に爆薬が充てんされる砲弾をいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）
- (4) 第四種砲弾（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される砲弾であつて、弾体に爆薬が充てんされないものをいい、第一種砲弾を除く。以下同じ。）

三 次に掲げる爆発物

イ 第一種爆発物（圧搾の方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）

ロ 第二種爆発物（溶融して注入する方法によつて弾体又は外殻に爆薬が充てんされる爆発物をいう。以下同じ。）

ハ 第三種爆発物（燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用される爆発物であつて、弾体又は外殻に爆薬が充てんされないものをいう。以下同じ。）

四 あつて、次に掲げるもの

イ ロケット弾発射機

ロ 爆雷発射機

ハ 魚雷発射管

ニ 爆雷投下器

五 銃剣

六 火炎発射機

七 銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置により走行するもの

八 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの

イ 次に掲げる銃身

(1) けん銃の銃身

(2) 小銃の銃身

(3) 機関銃の銃身

ロ けん銃の機関部

ハ けん銃の回転弾倉

ニ けん銃のスライド

ホ 機関銃の銃架

ヘ 次に掲げる砲身

(1) 小口径砲の砲身

(2) 中口径砲の砲身

- (3) 大口径砲の砲身

- (4) 迫撃砲の砲身

- (1) 次に掲げる砲架

- (2) 小口径砲の砲架

- (3) 中口径砲の砲架

- (4) 大口径砲の砲架

- (1) 銃砲の部品であつて、次に掲げるもの

- (2) 銃砲の弾丸

- (3) 砲弾の弾体であつて、次に掲げるもの

- (1) 切削弾体（切削の方法によつて製造される弾体をいう。以下同じ。）

- (2) 小型搾出弾体（小口径砲用の砲弾の弾体であつて、搾出の方法によつて製造されるものをいう。以下同じ。）

- (3) 中型搾出弾体（中口径砲用及び口径が四〇ミリメートルを超え、九〇ミリメートル未満の迫撃砲用の砲弾の弾体であつて、搾出の方法によつて製造されるものをいう。以下同じ。）

- (4) 大型搾出弾体（大口径砲用及び口径が九〇ミリメートル以上の迫撃砲用の砲弾の弾体であつて、搾出の方法によつて製造されるものをいう。以下同じ。）

- (5) 溶接弾体（溶接の方法によつて製造される弾体をいう。以下同じ。）

- (6) 鑄造弾体（鑄造の方法によつて製造される弾体をいう。以下同じ。）

- (1) 小型薬きょう（銃弾の薬きょうをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きょうを含む。以下同じ。）

- (2) 中型薬きょう（小口径砲用の砲弾の薬きょう（口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きょうを除く。）及び中口径砲用の砲弾の薬きょう（口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の砲弾の鉄薬きょうを除く。）をいう。以下同じ。）

- (3) 大型薬きょう（大口径砲用の砲弾の薬きょうをいい、口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の鉄薬きょうを含む。以下同じ。）

- 十 砲弾及び爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

- イ 火薬類が入っていない機械信管（主として機械的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

- ロ 火薬類が入っていない電気信管（主として電気的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

- 十一 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

- イ ロケット弾の弾体

- ロ 手りゅう弾の弾体

- ハ 地雷の外殻

- ニ 爆雷の外殻

- ホ 機雷の本体の外殻

- ヘ 魚雷の気室

- ト 爆弾の弾体

- 二 猟銃等の種類は、法第二条第二項各号に掲げる物の別によるものとする。

第二章 武器

（製造事業の許可申請）

第三条 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 武器の種類別の製造計画

ロ 武器の種類別の製造のための設備の明細

ハ 武器の保管のための設備の明細

ニ 武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

ホ 武器の製造の事業の収支見積

ヘ 武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画

ト 武器の製造の事業以外の事業を兼営する場合にあつては、その事業の概要

二 工場または事業場の図面ならびに武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図

三 現に行っている事業の概要を説明した書類

四 法人にあつては、定款ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書

(製造の許可を受けうる場合)

第四条 法第四条但書の経済産業省令で定める場合は、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行う場合とする。

(製造の許可申請)

第五条 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添付し、武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(技術上の基準)

第六条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。

(保管の要件)

第七条 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左の通りとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。

三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盗難の防止のために適当な構造を有すること。

(法第五条第一項第五号二の経済産業省令で定める者)

第七条の二 法第五条第一項第五号二の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(承継の届出)

第八条 法第七条第二項の規定により武器製造事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の武器製造事業承継届出書に、事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その全員の同意書を含む。)を添付し、工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(種類変更の許可申請)

第九条 法第八条第一項の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所

在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した種類変更計画書

イ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造計画

ロ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備の明細

ハ 当該申請にかかわる武器の保管のための設備の明細

ニ 当該申請にかかわる武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

ホ 当該申請にかかわる武器の製造に関する収支見積

ヘ 当該申請にかかわる武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その計画

ト 現に行っている事業に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

二 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図

三 現に行っている事業の概要を記載した書類

四 法人にあつては、最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書

(特定設備)

第十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める設備(以下「特定設備」という。)は、別表の

工作のための設備の特定設備の項に掲げるものとする。

(特定設備の新設等の許可申請)

第十一条 法第十条第一項の規定により特定設備の新設、増設または改造の許可を受けようとする者は、様式第五の特定設備新設等許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した特定設備新設等計画書

イ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造計画

ロ 当該申請にかかわる特定設備の明細(改造にあつては、改造前と改造後とを対照しやすいうように記載すること。)

ハ 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備(特定設備を除く。)に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

ニ 当該申請にかかわる武器の保管のための設備に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

ホ 特定設備の新設、増設または改造に要する資金の額およびその調達方法

二 当該申請にかかわる武器の種類別の製造のための設備の配置図

(保管規程の認可申請)

第十二条 法第十一条第一項の規定により保管規程の認可を受けようとする者は、様式第六の保管規程認可申請書に、保管規程(変更する場合にあつては、変更の箇所についての明細を記載した書類)を添付し、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 保管規程は、工場または事業場の事情に応じて、第七条に掲げる事項その他武器の亡失または盗難の防止に関する必要な事項の細目について定めるものとする。

(移転の許可申請)

第十三条 法第十二条第一項の規定により工場または事業場の移転の許可を受けようとする者は、様式第七の武器工場等移転許可申請書を、移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

二 移転後の工場または事業場における武器の保管のための設備の明細を記載した書類

三 移転後の工場または事業場の図面ならびに移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図

(廃止の届出)

第十四条 法第十三条の規定により事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第八の武器製造事業廃止届出書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(契約の届出事項)

第十五条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、左の通りとする。

一 契約の相手方の氏名または名称および住所

二 武器の種類別および規格別の数(分割して引き渡す場合にあつては、引渡の期日ごとの数)

三 対価または報酬の計算の基礎

四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項

五 契約を履行するために武器の製造にかかわる請負または委託の契約を締結する場合にあつては、左に掲げる事項

イ 契約の相手方の氏名または名称および住所

ロ 仕事の内容

ハ 報酬ならびに支払の方法および条件

(写の提出)

第十六条 第三条第一項、第五条、第八条、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項または第十四条の規定により経済産業局長を経由して経済産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書およびその添付書類の写を工場もしくは事業場の所在地または武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長(第十三条第一項の場合にあつては、移転前および移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長)に提出しなければならない。

第三章 猟銃等

(製造事業の許可申請)

第十七条 法第十七条第一項の規定により猟銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の猟銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添付し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(製造の許可申請)

第十八条 法第十八条但書の規定により猟銃等の製造の許可を受けようとする者は、様式第十の猟銃等製造許可申請書を猟銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(販売事業の許可申請)

第十九条 法第十九条第一項の規定により猟銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猟銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保管の要件)

第二十條 法第十七條第二項および第十九條第二項において準用する法第五條第一項第二号の經濟産業省令で定める要件は、左のとおりとする。

- 一 管理上支障がない場所にあること。
- 二 左のイまたはロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、確実に施錠できる錠を備えているもの

- ロ くさり等によつて猟銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの
- 三 保管する猟銃等の数量に応じた収容能力を有すること。
- 四 容易に持ち運びできないこと。
- 五 非常の際外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。

(準用)

第二十一條 第七條の二、第八條、第九條第一項、第十三條第一項および第十四條の規定は、猟銃等の製造または販売の事業に準用する。この場合において、第七條の二中「武器の製造」とあるのは「猟銃等の製造または販売」と、第八條中「武器製造事業者」とあるのは「猟銃等製造事業者または猟銃等販売事業者」と、「様式第三の武器製造事業承継届出書」とあるのは「様式第十一の猟銃等製造（販売）事業承継届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第九條第一項中「様式第四の武器種類変更許可申請書」とあるのは「様式第十三の猟銃等種類変更許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十三條第一項中「工場または事業場」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗」と、「様式第七の武器工場等移転許可申請書」とあるのは「様式第十四の猟銃等工場等移転許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とある

のは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十四條中「様式第八の武器製造事業廃止届出書」とあるのは「様式第十五の猟銃等製造（販売）事業廃止届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する經濟産業局長を経由して、經濟産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(帳簿の記載事項)

第二十二條 法第二十三條の經濟産業省令で定める事項は、武器又は猟銃等の種類別及び規格別に次に掲げるものとする。

- 一 製造をし、引き渡し、又は引渡を受けた武器又は猟銃等の数
- 二 武器又は猟銃等を製造し、引き渡し、又はその引渡を受けた年月日
- 三 武器又は猟銃等を引き渡し、又はその引渡を受けた相手方の氏名又は名称及び住所
- 四 引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の製造番号

(電磁的方法による記録)

第二十二條の二 前条各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第二十三條に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、經濟産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(証券)

第二十三條 法第二十五條第三項の証券の様式は、様式第十六の通りとする。

(意見の聴取)

第二十四條 法第三十條第一項の意見の聴取（經濟産業大臣がした処分に係るものに限る。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一條第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

第二十五條 議長は、前条の意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の内容を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示する。

第二十六條 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

第二十七條 利害関係人（参加人を除く。以下第三十二條において同じ。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

第二十八條 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2 意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

第二十九條 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第三十條 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、関係人に通知しなければならない。

第三十一條 意見聴取会においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、当該調書に議長が記名押印しなければならない。

- 一 事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 審査請求人又は出席したその代理人の氏名
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名
- 六 出席した参考人の氏名及び住所
- 七 陳述の要旨
- 八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
- 九 前各号に掲げる事項のほか、意見聴取会の経過に関する主要な事項

第三十二條 審査請求人、参加人若しくは第二十七條の規定による疎明をした利害関係人又はこれらの代理人は、当該事案に関する調書を閲覧することができる。

第三十三條 削除

(電磁的記録媒体による手続)

第三十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三條第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（同号に掲げる定款を除く。）

二 第五條の武器製造許可申請書及び添付書類

三 第八條の武器製造事業承継届出書

四 第九條第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類

五 第十一條第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類

六 第十二條第一項の保管規程認可申請書及び保管規程

七 第十三條第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類

八 第十四條の武器製造事業廃止届出書（条例等に係る適用除外）

第三十八條 第十七條から第十九條まで、第二十一條及び第二十三條（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則 この省令は、法の施行の日（昭和二十八年九月一日）から施行する。

附 則（昭和二十九年七月一日通商産業省令第四〇号） この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月一日通商産業省令第一一三号） この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（昭和三十八年五月一日通商産業省令第五九号） この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に火薬類が入っていない普通信管または火薬類が入っていない時計信

彈機
爆薬圧搾機
雷管かん入機
安定度試験機
発火試験装置

[illegible]

[illegible]

火薬	入つていない機械信管	火薬	入つていない機械信管
旋盤 ボール盤 フライス盤 治具中ぐり盤 (時計信管を製造する場合に限る。) 歯切り盤(時を有する構造のもの) 計信管を製造する場合に限る。	加たさ試験機 衝撃値試験機又は 加速度試験機 引張強さ試験機 ブロックゲージ 精密比較測長機 振動試験機 水密試験装置(水中武器用機械信管を製造する場合に限る。) 水圧試験装置(水中武器用電気信管を製造する場合に限る。) 中武器用電気信管	加たさ試験機 衝撃値試験機又は 加速度試験機 引張強さ試験機 ブロックゲージ 精密比較測長機 振動試験機 水密試験装置(水中武器用機械信管を製造する場合に限る。) 水圧試験装置(水中武器用電気信管を製造する場合に限る。) 中武器用電気信管	加たさ試験機 衝撃値試験機又は 加速度試験機 引張強さ試験機 ブロックゲージ 精密比較測長機 振動試験機 水密試験装置(水中武器用機械信管を製造する場合に限る。) 水圧試験装置(水中武器用電気信管を製造する場合に限る。) 中武器用電気信管

ロケットの弾体	旋盤 ボール盤 フライス盤 機械プレス若しくは液圧プレス又はベンディングロール（溶接による製造する場合に限る。） 溶接装置（溶接により製造する場合に限る。）	を製造する場合に限る。）
手りシーミン うグ機 弾の弾体	スプリング機 旋盤 ボール盤	かたさ試験機 引張強さ試験機
地雷の殻の外	旋盤 ボール盤 機械プレス又は液圧プレス	かたさ試験機 引張強さ試験機
爆雷の殻の外	旋盤 ボール盤 機械プレス又は液圧プレス ベンディングロール	かたさ試験機 引張強さ試験機 水圧試験装置
機雷の本体外の殻	旋盤 ボール盤 機械プレス又は液圧プレス 溶接装置	かたさ試験機 引張強さ試験機 水圧試験装置
魚雷の気ス（搾出中ぐり盤） 室により製造する場	金属顕微鏡 かたさ試験機 衝撃値試験機 引張強さ試験機	

爆弾の体		合に限るる場合に限る水圧試験装置
		熱処理設備
溶接装置		かたさ試験機
ス		引張強さ試験機
くは液圧プレ		
械プレス又は機		
ロールデイン		
ボール盤		
旋盤		

様式第1

様式第1 〔平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立〕

武蔵製造株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇

年月日

申請書 氏名を記載し、記入するに
あつては、その氏名を記載する

下記の通り、武蔵製造株式会社の許可を受けて、製造する。製造する。申請
します。

製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	

備考 月日の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第2

様式第2 〔平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立〕

武蔵製造株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇

年月日

申請書 氏名を記載し、記入するに
あつては、その氏名を記載する

下記の通り、武蔵製造株式会社の許可を受けて、製造する。製造する。申請
します。

製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	

備考 月日の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第3

様式第3 〔平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立・平水機組立〕

武蔵製造株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇

年月日

申請書 氏名を記載し、記入するに
あつては、その氏名を記載する

下記の通り、武蔵製造株式会社の許可を受けて、製造する。製造する。申請
します。

製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	
製造する機器の名称および 数量	

備考 月日の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第5

様式第6

様式第7

[illegible]

- 1 両替手帳の用法銀行や郵便局で定めた手帳類に銀行や郵便局の収入印紙を貼ること。
- 2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第9

様式第10

様式第 1 1

調査項目 ① 性別 ② 年齢 ③ 職業 ④ 収入 ⑤ 住居 ⑥ 家族構成 ⑦ 生活習慣 ⑧ 健康状態 ⑨ 社会参加 ⑩ 地域貢献 ⑪ その他

調査方法 ① 調査票の配布と回収 ② 面接調査 ③ 電話調査 ④ 観察調査 ⑤ その他

調査結果 ① 調査票の回収率 ② 調査票の分析結果 ③ 面接調査の結果 ④ 電話調査の結果 ⑤ 観察調査の結果 ⑥ その他

調査のまとめ ① 調査の目的 ② 調査の意義 ③ 調査の成果 ④ 調査の課題 ⑤ その他

調査の報告 ① 調査の概要 ② 調査の方法 ③ 調査の結果 ④ 調査の結論 ⑤ その他

調査の活用 ① 調査の活用方法 ② 調査の活用効果 ③ 調査の活用課題 ④ その他

調査の発展 ① 調査の発展方向 ② 調査の発展課題 ③ 調査の発展成果 ④ その他

調査の未来 ① 調査の未来展望 ② 調査の未来課題 ③ 調査の未来成果 ④ その他

調査のまとめ ① 調査の目的 ② 調査の意義 ③ 調査の成果 ④ 調査の課題 ⑤ その他

調査の報告 ① 調査の概要 ② 調査の方法 ③ 調査の結果 ④ 調査の結論 ⑤ その他

調査の活用 ① 調査の活用方法 ② 調査の活用効果 ③ 調査の活用課題 ④ その他

調査の発展 ① 調査の発展方向 ② 調査の発展課題 ③ 調査の発展成果 ④ その他

調査の未来 ① 調査の未来展望 ② 調査の未来課題 ③ 調査の未来成果 ④ その他

様式第15

[illegible]

[illegible][illegible]